

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2025/07/28 号 (No. 646)

=====

【ジェトロ香港事務所からのお知らせ】

この度、ジェトロ・香港事務所では、「米中経済協議会、会員向けアンケート調査結果を発表、知財保護は引き続き 10 位に」と題する記事を作成しました。

本記事は、7 月 16 日に米中経済協議会が発表した「USCBC 2025 年会員向けアンケート調査」の概要を紹介するものとなります。是非ご一読いただければ幸いです。

○【香港発中国創新 IP 情報】米中経済協議会、会員向けアンケート調査結果を発表、知財保護は引き続き 10 位に

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20250722.pdf

★上記記事に関するお問い合わせ先

ジェトロ・香港事務所 知的財産部

Tel: +852-2501-7262 E-mail: hk_ip@jetro.go.jp

=====

○ 法律・法規等

1. 国家知識産権局、改訂版「商標登録出願に関する早期審査弁法」を公布(国家知識産権網 2025 年 7 月 23 日)
2. 知的財産による民間経済発展促進へ、国家知識産権局が実施弁法案で意見募集(国家知識産権網 2025 年 7 月 22 日)
3. 武漢市、科学技術イノベーション推進に関する条例を制定・施行(国家知識産権網 2025 年 7 月 18 日)

○ 中央政府の動き

1. 申長雨局長が第 14 次五カ年計画の推進状況を説明 知財の質を最優先に(中国保護知識産権網 2025 年 7 月 18 日)
2. 国家級知財保護センター、江西・宜昌・柳州で新設決定 全国で 80 カ所に到達(国家知識産権網 2025 年 7 月 18 日)

○ 地方政府の動き

【華東地域】

1. 浙江省、低空経済産業に関する専利導航サービス座談会を開催(国家知識産権網 2025 年 7 月 21 日)

2. 江蘇省が「特許産業化+株式取得権」制度を全国初導入(国家知識産権網 2025 年 7 月 18 日)

【その他地域】

3. 貴州省、工業情報化とデータ知財登録のシステム相互接続を実現(国家知識産権網 2025 年 7 月 18 日)

4. 雲南省、専利活用の深化通知を発出 知財の転換活用を促進(中国保護知識産権網 2025 年 7 月 23 日)

○ 司法関連の動き

1. 日本製鉄の特許、中国で全面無効に＝中韓企業の「公然実施」証拠が決め手に(中国知識産権資訊網 2025 年 7 月 23 日)

2. 全国の裁判所、上半期に知的財産権民事一審事件 30.7 万件を受理(中国法院網 2025 年 7 月 21 日)

3. 北京・通州区検察院、外国関連知財保護強化に向けた指針と対応措置を公表(北京通州検察院 Wechat 公式アカウント 2025 年 7 月 21 日)

4. 広東省高級人民法院、懲罰的賠償適用の典型 6 事例を公表 悪質な知財侵害に厳正対処(広東省高級人民法院公式サイト 2025 年 7 月 17 日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

1. 上半期に全国の税関で権利侵害被疑貨物 3800 万点超を押収(中国政府網 2025 年 7 月 17 日)

【華東地域】

2. 杭州税関、2025 年上半期に 72 万超の知財侵害品の海外輸出を阻止(中国保護知識産権網 2025 年 7 月 23 日)

【その他地域】

3. 重慶・成都両税関、知財保護で「中欧班列」を支援 (中国知識産権資訊網 2025 年 7 月 23 日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. ハイアール、独自技術と知的財産戦略でスマート家電市場をリード(中国知識産権資訊網 2025 年 7 月 23 日)

2. 知財が企業競争力の柱に 河南省で広がる「パテントウォール」と戦略的活用(中国保護知識産権網 2025 年 7 月 21 日)

3. 江蘇省初のデータ知的財産証券化商品、深セン証券取引所で上場へ(中国保護知識産権網 2025 年 7 月 18 日)

○ 統計関連

1. 「十四五」期間における中国の知財活用、新たな成果を上げる(中国保護知識産権網 2025 年 7 月 23 日)

●ニュース本文

※注意：以下の記事リンクは、中国国外からアクセスできないサイトも含まれます。

○ 法律・法規等

★★★1. 国家知識産権局、改訂版「商標登録出願に関する早期審査弁法」を公布★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）はこのほど、第 634 号公告を通じて改訂版「商標登録出願に関する早期審査弁法」（以下、新弁法）を公布し、即日施行した。

同局は 2022 年 1 月、「商標登録出願に関する早期審査弁法（試行）」を初めて公表し、2024 年末にはその修訂案を公開して広く社会から意見を募っていた。今回発表された新弁法は全 11 条で構成されており、早期審査を申請できる対象範囲が大幅に拡充されている。

新弁法では、早期審査の対象となる申請類型を 5 つに分類している。従来からの項目に加え、商業宇宙、低空経済、深海技術など国家戦略として位置づけられる新興産業や、生物製造、量子技術、具身知能（エンボディド・インテリジェンス）、6G といった未来産業に関わる案件が新たに加えられた。また、省級政府が推進する現代的産業体系の構築や、新たな生産力の育成に資する産業チェーンに関連し、すでに実際に使用されている商標も対象とされた。さらに、「重要文化遺産」に関わる案件で、商標保護の緊急性が高いケースも新たに早期審査の枠内に含まれる。

申請条件も見直された。商標の構成要件が従来の「文字のみ」から、「文字、図形、アルファベット、数字、またはそれらの組み合わせ」へと拡充された。加えて、指定商品やサービスについては、従来「類似商品・サービス区分表」の標準名称に限られていたが、今後は「国家知識産権局が公表する受け入れ可能な商品・サービス名称」も対象とされる。

審査手続きにおける期限も明確化された。早期審査が認められなかった場合は 5 営業日以内に通知され、受理された場合には原則 20 営業日以内に審査を完了することが定められている。これにより、申請者はより迅速かつ確実な権利取得が可能となる見通しだ。

(出典：国家知識産権網 2025 年 7 月 23 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/7/23/art_55_200734.html

★★★2. 知的財産による民間経済発展促進へ、国家知識産権局が実施弁法案で意見募集★★★

民間経済促進法の知的財産分野における徹底を図り、民間経済の発展に資する知的財産政策の的確性と実効性を高めるため、中国国家知識産権局（CNIPA）は「知的財産による民間経済発展促進に関する実施弁法」の意見募集稿を作成し、このたび広く社会に向けて意見募集を開始した。

関係機関および各界関係者は、8 月 5 日までに以下の方法でこの弁法に対する修正・補足意見を提出することができる。

▽電子メール tiaofasi@cnipa.gov.cn

▽ファクス 010-62083681

▽郵送 北京市海淀区西土城路 6 号 国家知識産権局 条法司総合業務処 〒100088（封筒左下に「知的財産による民間経済発展促進に関する実施弁法」と明記のこと）

（出典：国家知識産権網 2025 年 7 月 22 日）

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/7/22/art_78_200728.html

★★★3. 武漢市、科学技術イノベーション推進に関する条例を制定・施行★★★

武漢市は、「科学技術イノベーション拠点建設推進条例」（以下「本条例」）を制定した。今年 4 月 23 日に市人民代表大会常務委員会第 25 回会議で可決され、8 月 1 日に施行される。本条例は、イノベーション推進の障害となる課題に対応するため、知的財産の保護と活用を中心に制度設計を体系化したものである。

金融面では、知財保険制度や担保融資のリスク補償制度の整備などを通じ、知財の資産化と企業の資金調達支援を図る。サービス面では、専門機関や人材の育成を支援し、知財サービスの高度化を促す。

また、知財の創出から活用、保護までをカバーする全体的な体制を構築し、行政・司法・仲裁・調停の連携による多元的な紛争解決メカニズムを整備する。重点分野における侵害対策や、海外展開を支援する仕組みも構築する。

本条例の施行により、武漢におけるイノベーション環境の制度的基盤の強化、知財保護の先進地域としての地位確立と、高品質な都市成長への力強い後押しが期待されている。

（出典：国家知識産権網 2025 年 7 月 18 日）

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/7/18/art_57_200679.html

○ 中央政府の動き

★★★1. 申長雨局長が第 14 次五カ年計画の推進状況を説明 知財の質を最優先に★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）の申長雨局長はこのほど、国務院新聞弁公室が開催した記者会見に出席し、第 14 次五カ年計画（「十四五」計画）に基づく知的財産政策の推進状況について説明した。申局長は、「質の向上を知的財産活動の中核に据え、最重要課題として取り組んでいる。質を最優先に、効率を重視する原則のもとで各種施策を推進している」と述べた。

申局長によれば、国家知識産権局は現在、主に以下の三つの分野において改革を進めている。

第一に、政策誘導の強化である。企業、大学、医療機関、研究機関に対して、知的財産の内部管理体制の整備と最適化を指導・監督しており、産業化の可能性を重視した特許出願前の評価制度の導入を推進している。これにより、産業発展のニーズに対応した高付加価値特許の創出を図っている。また、国家財政による研究開発成果が特許化された場合の申告制度も構築し、公的資金を活用した知的財産の質的向上を目指している。

第二に、審査・認可制度の厳格化である。特許審査においては、新規性・進歩性・実用性の判断基

準の強化を継続して進めており、商標分野では審査および審理ガイドラインの改訂を通じて、基準の一貫性と審査結果の予見可能性の向上を図っている。2024 年の特許審査における結論の正確率は 95.2%、商標の実体審査における抽出検査の合格率は 97.7%に達し、いずれも高水準を維持している。

第三に、業界ガバナンスの強化である。特許代理業界では、「ブルースカイ」整頓キャンペーンを展開し、「商標代理監督管理規定」の公布により信用監督を強化している。さらに、政府調達における代理サービスの標準化を推進し、価格競争から品質重視への転換を図ることで、過度な競争の抑制にも取り組んでいる。特許出願における盗用、寄せ集め、捏造といった不正行為に対しても厳正に対処し、公正で健全な産業環境の構築を目指している。

(出典：中国保護知識産権網 2025 年 7 月 18 日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sb/202507/1992444.html>

★★★2. 国家級知財保護センター、江西・宜昌・柳州で新設決定 全国で 80 か所に到達★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）はこのほど、江西省、湖北省宜昌市、広西チワン族自治区柳州市における国家級知的財産権保護センターの設立をそれぞれ承認した。今後、江西省は先進構造材料および次世代情報技術産業、宜昌市は化学工業および設備製造産業、柳州市は設備製造および自動車産業を対象に、迅速かつ協調的な知的財産保護体制を構築していく。

今回の新設により、国家級保護センターは全国で計 80 か所に達し、29 省・自治区・直轄市に分布する。そのうち省レベルでの設置は 24 か所に上り、知的財産の迅速保護ネットワークの拡充がさらに進んでいる。

各センターが稼働を開始すれば、「ワンストップ型」の総合サービスプラットフォームとしての機能を発揮し、地域のイノベーションチェーンと産業チェーンの融合を支援する。良好なイノベーション環境とビジネス環境の整備を通じて、地域産業の科学技術イノベーションと新質生産力の育成を後押しし、経済の高品質な発展に知的財産の力で貢献することが期待されている。

(出典：国家知識産権網 2025 年 7 月 18 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/7/18/art_53_200672.html

○ 地方政府の動き

【華東地域】

★★★1. 浙江省、低空経済産業に関する専利導航サービス座談会を開催★★★

7 月 16 日、浙江省は低空経済産業の専利導航（中国版 IP ランドスケープ）サービスに関するニーズを聞くための座談会を開催した。省内の研究機関と、交通技術や人材連携、通信設計、産業運営などの分野から代表が参加し、省知的財産研究・サービスセンターとともに、低空経済産業における技術ニーズ、特許戦略、イノベーション支援などをめぐって意見交換を行い、専利導航を通じた産業発展支援のあり方を議論した。

本プロジェクトは、低空経済の中核的な発展ニーズに焦点を当て、専利導航を切り口として技術ルートの明確化、リスクの回避、産業構造の最適化を図るものである。これにより、浙江省における低

空経済の発展を力強く後押しし、重要技術のブレークスルーや産業チェーンにおける協調的イノベーションを推進し、自主的な知的財産を有する低空経済ソリューションの形成を加速する。ひいては、同分野における浙江省の全国的な先行優位性の確立が期待される。

(出典：国家知識産権網 2025 年 7 月 21 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/7/21/art_57_200724.html

★★★2. 江蘇省が「特許産業化+株式取得権」制度を全国初導入★★★

江蘇省知識産権局と地方金融監督管理局はこのほど、全国に先駆けて「江蘇省『特許産業化+株式取得権』業務方案」を共同で発表し、特許活用の促進に向けた新たな制度モデルを打ち出した。

本制度は、大学や研究機関の研究者が職務上取得した特許技術を企業に出資する際、ただちに株式を取得するのではなく、製品化の実証や企業の外部資金調達などの段階に応じて、将来的に特定の価格で株式を取得できる仕組みである。これにより、特許の転用が「一度限りの売却」から「段階的な協力関係」へと転換される。

この制度は、大学や研究機関にとっての国有資産流出への懸念、研究者側の成果分配の不確実性、企業側の初期投資リスクといった課題に制度的な解決策を提供する。研究機関は、株式取得権の保有期間中に、実行の可否を柔軟に選択でき、失敗した場合には権利放棄も可能である。一方、企業は初期段階で特許を比較的低コストで活用できるため、産業化の効率が高まる。加えて、研究者が自ら株式取得権契約を企業や関係者と直接締結することもでき、これまでの「先に特許を譲渡し、あとで報酬を得る」という不確実な方式が改善され、インセンティブの明確化が図られている。

制度の実効性を高めるため、江蘇省は包括的な支援体制を整備している。江蘇株式取引センターが制度運用の中核拠点を担い、認可されたサービス試験拠点として、株式取得権の設計・登録・流通・放棄といった一連の手続きを管理する。大学や企業が締結した株式取得権契約は、センターで登録され、持ち分や行使条件などの重要情報が正式に記録されることで、将来的な取引の合法性と免責が担保される。さらに、担保機関や保険会社の参画も促進されており、特許産業化に関わる大学や企業に対し、担保や保険サービスを提供する体制も整えられている。

すでに東南大学など複数の大学や産業パークがこの制度に強い関心を示しており、今後その普及と実装が進むことで、研究成果のより一層の社会実装が期待されている。

(出典：国家知識産権網 2025 年 7 月 18 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/7/18/art_55_200656.html

★★★3. 貴州省、工業情報化とデータ知財登録のシステム相互接続を実現★★★

7 月 15 日、貴州省の「デジタル工信融合サービスプラットフォーム」「工業クラウド公共サービスプラットフォーム」と「貴州省データ知的財産登録プラットフォーム」が相互接続を実現した。工業サービスプラットフォームとデータ知財登録プラットフォームが連携する全国初の事例となり、貴州省における工業・情報化分野のデータ知的財産保護と活用に新たな原動力が加わった。今後、同分野における地方レベルのデータ知財パイロット事業の加速が見込まれる。

省工業・情報化庁と省知識産権局は、相互接続されたプラットフォームを活用し、同分野のイノベーション主体に対して、データ知財の一括審査や優先処理といったサービスを提供する予定。また、登録プラットフォーム内に「工業情報化専用ゾーン」を新設し、登録、検索、質権設定、届出、需給マッチングなどの一連の業務をワンストップで提供する体制を整える。

これらの取り組みにより、生産要素としてのデータの価値発揮と工業分野のデジタル化を後押しするとともに、工業・情報化分野のデータ知財に関する地域モデルとして「貴州モデル」の確立が期待される。

(出典：国家知識産権網 2025 年 7 月 18 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/7/18/art_57_200671.html

★★★4. 雲南省、專利活用の深化通知を发出 知財の轉換活用を促進★★★

このほど、雲南省知識産権局は、省教育庁、省科学技術庁、省工業・情報化庁、省国有資産監督管理委員会と連名で、「專利轉化運用業務の深化推進に関する通知」（以下「通知」）を发出した。イノベーション成果を現実の生産力へとつなげる仕組みをさらに強化し、省全体の経済・社会の高品質な発展を後押しすることが狙いである。

通知では、大学・研究機関による特許活用力の強化、中小企業や重点産業の競争力向上、特許品質向上による産業化推進、特許活用を支える長期的な制度整備といった 4 つの柱のもと、15 項目の具体的な施策が提示された。具体的な内容には、大学や研究機関が保有する特許の棚卸し・活用、特許活用モデル企業の育成、特許集約型製品の開発、知財担保融資の推進、関連制度の最適化などが含まれている。

今年上半期、雲南省における特許の譲渡・ライセンス件数は 1682 件に達し、特許集約型製品の新規登録は 221 件、累計で 2329 件となった。また、知財担保による融資額は 15 億元にのぼり、前年同期比で 82.04%の増加を記録した。特許活用が地域の高品質で飛躍的な発展を支える重要な原動力となっていることが示された。

(出典：中国保護知識産権網 2025 年 7 月 23 日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zl/202507/1992473.html>

○ 司法関連の動き

★★★1. 日本製鉄の特許、中国で全面無効に＝中韓企業の「公然実施」証拠が決め手に★★★

世界的な自動車産業の発展に伴い、自動車の骨格を支える高強度鋼板の技術競争が一層激化する中、日中韓の鉄鋼大手が対峙する特許紛争が展開された。2024 年 7 月 3 日、日本製鉄株式会社が保有する自動車用鋼板に関する特許（特許番号：ZL201280016850.X）について、中国国家知識産権局は、全請求項に対して無効との判断を下した。

本件特許は、熱間プレス成形によって製造される高強度部材に関するもので、耐食性向上を目的とした特定の Al-Fe 合金めっき層の使用技術が保護対象となっていた。これに対し、中国の育材堂（蘇州）、宝山鋼鉄、凌雲長春、そして韓国の POSCO が、新規性および進歩性の欠如などを理由に無効審

判を請求した。

審理の焦点となったのは、中国側が提出した「公然実施による技術公開」に基づく証拠であった。中国企業は、イタリアで中古のフィアット 500 を公証人立ち会いのもと購入・解体し、主要部品を中国へ持ち帰って検査を実施した。その結果、特許請求項に示された技術的構成と一致することを確認し、対象技術が出願前から公知であったと主張した。

日本製鉄は、車両部品が後に交換された可能性などを指摘し反論したものの、説得力ある証拠の提示には至らなかった。審判部は、中国側の証拠が一貫性と信頼性を備えていると判断し、請求項 1～6 について新規性および進歩性が欠如しているとして、特許全体の無効を決定した。

本件は、中国における知的財産実務において「公然実施による公開」証拠の評価基準を明確に示した象徴的な事例とされており、特許の市場的影響も大きい。関連する特許侵害訴訟の総額は約 1 億元にのぼり、「年度特許無効審判十大大案」にも選出された。

(出典：中国知識産権资讯网 2025 年 7 月 23 日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=143201

★★★2. 全国の裁判所、上半期に知的財産権民事一審事件 30.7 万件を受理★★★

中国最高人民法院（最高裁判所）はこのほど、今年上半年（1～6 月）における全国の裁判業務に関する主要データを公表した。

上半期、全国の各級裁判所が受理した各種審理・執行事件は計 2109 万件で、前年同期比 8.52% の減少となった。内訳は刑事事件が 76.7 万件、民商事事件が 1382.9 万件、行政事件が 38.1 万件、執行事件が 560.8 万件となっている。

このうち、知的財産権に関する民事一審事件は 30.7 万件で、前年同期比 36.15% の大幅な増加であった。また、各裁判所は種子産業に関する知的財産権の司法保護にも注力しており、植物新品種をめぐり一審事件は 801 件、前年同期比で 84.14% の増加を記録した。さらに、外国関連の民商事一審事件は 2 万件で、前年同期比 52% の増加となっている。

(出典：中国法院網 2025 年 7 月 21 日)

<https://www.chinacourt.cn/article/detail/2025/07/id/8911197.shtml>

★★★3. 北京・通州区検察院、外国関連知財保護強化に向けた指針と対応措置を公表★★★

7 月 16 日、北京市通州区人民検察院は、外国関連の知的財産権保護を強化するため、中国語と英語の両言語で作成された「涉外知的財産権事件の処理指針」および「『両区』建設を支える外国関連知財検察サービスの深化に関する 9 項目の措置」を発表した。知的財産権と外国関連事件に対する検察の法的監督機能を統合的に強化し、北京の副都心である通州区の質の高い発展を法的に支えることが狙いである。

今回の指針と措置は、外国関連知財領域における新たな犯罪動向に対応し、事件処理手続きや審査の要点、制度整備、総合的な職務履行、社会ガバナンスの複数の側面から、国内外のイノベーション主体に対して実務的な保護方針を提示するものとなっている。

通州区検察院の李辰検察長によると、同院は各種の外国関連主体に対して法に基づき平等な保護を堅持しており、2023 年以降に取り扱った外国関連知的財産権事件は 16 件で、外国関連経済犯罪全体の 76.2%を占めている。

(出典：北京通州検察院 Wechat 公式アカウント 2025 年 7 月 21 日)

<https://mp.weixin.qq.com/s/MykQPcf7d9newe8Ot-EVFA>

★★★4. 広東省高級人民法院、懲罰的賠償適用の典型 6 事例を公表 悪質な知財侵害に厳正対処★★★

7 月 17 日、広東省高級人民法院（高裁）が知的財産侵害に対して懲罰的賠償制度を適用した典型的な判例 6 件を公表した。これらの事例は、著名ブランドに便乗した模倣行為や、巧妙な手法による反復的な侵害、登録商標を冒用した商品の製造・販売、他人の特許権を侵害する行為など、悪質な知財侵害に対して、法に基づき懲罰的賠償を命じたものである。

今回の判例は、知的財産の経済的価値を明示するとともに、すべての経済主体の財産権を平等かつ持続的に保護する司法の姿勢を示している。中でも注目されるのは、日本の栄研化学株式会社が中国の医薬バイオ企業を相手取って提起した特許権侵害訴訟である。裁判所は、侵害製品の売上高、営業利益率、特許の貢献度など複数の要素を総合的に評価し、懲罰的賠償の算定基準を合理的に確定した。さらに本判決では、無償提供品を含む売上の計上基準や、営業利益率と特許貢献度の評価方法についても明確な基準を示しており、今後の同種訴訟における実務の指針として重要な意味を持つ判例と位置づけられる。

広東省では近年、司法判断における賠償額の引き上げを推進し、権利者が十分な賠償を得られるよう取り組んでいる。2024 年には、同省の裁判所が 32 件の民事知財侵害事件で懲罰的賠償を適用し、その支持率は約 60%に達した。賠償総額は約 2 億元（約 40 億円）に上り、悪質な侵害者に対して代償を科す厳正な司法姿勢が明確に示されている。

(出典：広東省高級人民法院公式サイト 2025 年 7 月 17 日)

https://www.gdcourts.gov.cn/gsxx/quanweifabu/anlihuicui/content/post_1843402.html

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

★★★1. 上半期に全国の税関で権利侵害被疑貨物 3800 万点超を押収★★★

1～6 月、中国全国の税関は権利侵害の疑いがある貨物 1.1 万ロット、計 3867.5 万点を差し止めた。税関総署は、知的財産税関保護登録を 1 万 3300 件承認し、保護にかかる包括的な担保措置を 150 件実施した。

税関総署は現在、「スマート税関」の構築および「スマート税関で強国を支える」行動計画を全面的に推進するとともに、知的財産権保護の特別キャンペーン「龍騰 2025」を展開し、重点分野に対する侵害行為の集中的取り締まりを進めている。

また、越境 EC 分野では、一度に大量に運ぶのではなく、少量ずつ何度も分けて送ることで、税関

の目を逃れようとする違法な輸出入の手口である「小分け輸出」や「アリの引っ越し」行為などを取り締まる特別行動を強化し、越境ECにおける知財侵害リスクの予防・管理能力の向上を図っている。

(出典：中国政府網 2025 年 7 月 17 日)

https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202507/content_7032478.htm

【華東地域】

★★★2. 杭州税関、2025 年上半期に 72 万超の知財侵害品の海外輸出を阻止★★★

7 月 23 日、浙江省の杭州税関は、中国企業の自主的知的財産権を侵害する輸出貨物の差し止め事例を公表した。今回の案件では、同税関傘下の舟山税関が、輸出貨物の中から「OPPO」「VIVO」「Lenovo」などの商標が付されたスマートフォンやタブレット計 4897 台を発見・押収した。

当該貨物は当初、「スイッチ」や「玩具」として申告されていたが、現物検査の結果、簡易包装で粗雑に作られたスマートフォンおよびタブレットであることが判明した。さらに、正規の商標使用許諾を証明する書類の提示もなかった。その後、各商標の権利者がこれら製品について権利侵害を確認し、税関に対して知的財産権保護措置の発動を申請した。

杭州税関は、自国ブランドの保護および育成と並行して、知的財産権侵害行為の取り締まりを強化している。2025 年上半期には、「POP MART」や「李寧（リーニン）」といった中国ブランドの権利を侵害する貨物 72 万 6300 点を差し止めた。また、自主的知的財産の税関保護登録件数は 2481 件に達し、前年同期比で約 55%の増加となっている。

(出典：中国保護知識産権網 2025 年 7 月 23 日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/zj/202507/1992494.html>

【その他地域】

★★★3. 重慶・成都両税関、知財保護で「中欧班列」を支援 ★★★

重慶と成都の税関が、「一帯一路」構想の重要物流ルートである中欧班列（中国各地と欧州を結ぶ貨物列車）に対し、革新的な知的財産権保護メカニズムを導入し、同施策がこのほど「知的財産権強国建設の典型事例」として選出された。事例は、効率的な法執行体制の構築、リスク防御体制の強化、企業支援機能の充実という三つの柱で構成されている。

第一に、効率的な法執行体制として、「日々の業務完遂促進」制度を導入。中欧班列の迅速な物流ニーズに対応するため、知的財産権の確認手続きを平均 1 日以内に短縮し、合法的な混載貨物に対する通関の遅延をゼロとした。2024 年には侵害物品 638 ロットの約 5.3 万点を押収し、侵害商品の流通を効果的に阻止した。

第二に、リスク防御体制の面では、「高リスク企業—商品—目的地」の三次元マップを作成し、西部陸海新通路沿線の地域海関との保護連携会議を主導。1078 件の模倣品関連情報を地域間で共有し、不正商品の「税関すり替え」現象を防止している。

第三に、企業支援の強化策として、「オーダーメイド型」政策説明会や「1 社 1 策」の個別指導を実施。特に新エネルギー産業などの新興分野を重点的にサポートしている。2024 年には、重慶で 68

件、成都で124件の新規知財税関登録があり、そのうち4割以上が「専精特新」企業によるものであった。これにより、「四川製」動力電池と「重慶製」自動車の輸出を後押ししている

税関当局は今後も地域連携メカニズムの最適化を進め、模倣品取り締まりの的確性向上に努め、国家発展戦略への貢献を強化していく方針である。

(出典：中国知識産権资讯网 2025年7月23日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=143193

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. ハイアール、独自技術と知的財産戦略でスマート家電市場をリード★★★

消費の高度化と技術革新が進む中、ハイアールグループ（以下、ハイアール）はAI技術を活用した革新的な家電製品を開発し、知的財産権の保護と活用で大きな成果を上げている。

ハイアールは「ユーザー志向」のイノベーションを推進し、「10+N」オープンイノベーションシステムを構築することでグローバルな技術資源を統合している。とりわけ洗濯機事業においては、「複数ドラムによる分別洗浄・乾燥」技術を開発し、従来のバランス制御の限界を打破した。この技術は、複数のドラムが互いにバランスを取り合う「相互平衡技術」と、多点立体減振技術を組み合わせることで、「一台の洗濯機に複数のドラムを搭載した際の振動や騒音の増大」といった業界共通の課題を解決したものである。

ハイアールはこの技術を核として、発明特許45件、PCT国際特許出願16件を行い、核心技術を広くカバーする特許保護網を構築している。さらに、2017年と2020年には、それぞれ中国意匠金賞および中国特許金賞を受賞しており、技術革新と知的財産戦略の両面で高い評価を得ている。

ハイアールは今後も知的財産戦略により競争力を強化し、業界の技術標準向上に貢献することとしている。

(出典：中国知識産権资讯网 2025年7月23日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=143207

★★★2. 知財が企業競争力の柱に 河南省で広がる「パテントウォール」と戦略的活用★★★

河南省では、自社の特許証書を壁一面にびっしりと展示する「パテントウォール（特許展示壁）」が多く企業に設置されつつある。これは単なる業績の披露ではなく、技術革新と競争力の源泉として知的財産を重視する企業姿勢を象徴するものとなっており、同省の産業高度化を進める原動力として注目されている。

主要企業では、取得した特許を積極活用した競争優位の構築が進む。鄭州煤鉅機械や中鉄装備といった従来の製造業の代表企業は、数百件の特許を基盤として、ハイテク設備メーカーへの大胆な転換を推進している。ロボット分野で存在感を示す中原動力智能ロボットは低速無人運転や高度な視覚認識・ヒューマンマシンインタラクションなどの分野で80件以上の特許を保有している。食品添加物メーカーの中大恒源生物科技は天然色素・甘味料関連で国内外の110件以上の特許を有し、業界標準制定に主導的に関わりながらネスレなど国際企業との連携を拡大している。

一方、河南省は技術革新の方向性を示す手段として「專利導航（中国版 IP ランドスケープ）」の推進に力を入れている。これは特許情報のビッグデータ分析を通じて技術動向や競合状況を可視化し、企業の研究開発計画や特許出願戦略を最適化する支援策である。鄭州市はドローン産業など新興の低空経済分野を強化するため、AI を活用した特許侵害予測と戦略的特許出願を組み合わせ、産業チェーン全体の競争力底上げを図っている。河南省市場监督管理局の担当者は、專利導航が研究開発の効率化やコスト削減、知的財産保護強化の鍵となるとの認識を示している。

(出典：中国保護知識産権網 2025 年 7 月 21 日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/hn/202507/1992453.html>

★★★3. 江蘇省初のデータ知的財産証券化商品、深セン証券取引所で上場へ★★★

江蘇省初となるデータ知的財産証券化商品がこのほど深セン証券取引所の承認を受け、今後、同取引所において上場・発行される予定である。

この商品は、蘇州市相城区知識産権局と蘇州銀行が共同で企画したもので、全 5 期に分けて発行され、総発行額は 5 億元を上限とする。AI（人工知能）、先端チップ、量子情報、IoT（モノのインターネット）、ブロックチェーン、産業用インターネット、メタバースといった分野の主要企業が保有するデジタル技術に関する特許やデータ知的財産を裏付け資産とし、知的財産の二次ライセンスによる回収金を基礎資産とする。さらに、発行から資金回収までの全プロセスにおいてデジタル人民元が用いられ、蘇州銀行による信用補完も付されている。最終的にシニア債の格付けは AAA に達する見込みである。こうしたスキームは、ハイテク企業による新たな資金調達之道を開くものとして注目される。

江蘇省は 2022 年 11 月に中国初の国家級データ知的財産試行地区の一つに指定された。現在までに、同省のデータ知的財産登録プラットフォームには 2330 件の登録申請が寄せられ、うち 1305 件に対して審査・登録証の発行が完了した。これまでに累計 301 万元の取引ライセンスが成立し、3.5 億元の担保融資が実現している。

(出典：中国保護知識産権網 2025 年 7 月 18 日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/js/202507/1992418.html>

○ 統計関連

★★★1. 「十四五」期間における中国の知財活用、新たな成果を上げる★★★

7 月 17 日、中国国務院新聞弁公室が『第 14 次五カ年計画』の高品質な達成をテーマとした記者会見を開催し、「十四五（2021～2025 年）」期間における中国の知的財産活用に関する成果を発表した。

企業の特許の産業化率は 2020 年の 44.9%から 2024 年には 53.3%へ上昇し、特許集約型産業の付加価値が GDP に占める割合も 2020 年の 11.97%から 2023 年には 13.04%に拡大した。知的財産の使用料に関する年間の輸出入総額は、2020 年の 3194.4 億元から 2024 年には 3987.1 億元へと増加し、年平均成長率は 5.7%に達した。

また、PCT 国際特許出願、マドリッド国際商標出願、ハーグ意匠制度の利用件数はいずれも世界トップクラスとなった。さらに、地理的表示製品の年間直接生産額は 2020 年の 6398 億元から 2024 年には 9690 億元に増加している。

知財サービス体制の整備も進んでおり、国家レベルの知財公共サービス機関は 483 カ所に達し、地方都市レベルの総合知財サービス機関は 175 カ所にのぼる。全国の特許代行窓口は 34 カ所、商標業務受付窓口は 367 カ所に増え、知財関連の人材数は 100 万人を超えている。

(出典：中国保護知識産権網 2025 年 7 月 23 日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/gwy/202507/1992467.html>

=====

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年 3 回開催する予定の全体会合 (メンバー間の情報交換や各種講演を実施) や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行う WG 等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPG ウェブサイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局 (ジェトロ・北京事務所 知的財産権部)

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

=====

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAAZ

【新規登録・配信先変更】

新規登録や配信先を変更したい場合は、以下のサイトより E メールアドレスをご登録ください。

なお、従来のアドレスへの配信が不要な場合には、別途、上記の配信停止が必要になりますのでご注意ください。

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_beijing/mail.html

【バックナンバー】

過去に配信したメルマガについては、以下にてご覧いただけます (※更新頻度は四半期に一度程度となります)。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/archive.html>

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL：+86-10-6528-2781

E-Mail：pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved